

改正

令和5年4月1日要綱第86号

令和6年4月1日要綱第152号

令和7年4月1日要綱第159号

江戸川区保育所設置認可等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）及び江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年3月江戸川区条例第5号。以下「条例」という。）その他法令の定めるもののほか、江戸川区内の保育所の設置認可及び認可の変更等に当たって遵守すべき手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和6年要綱152号〕

(設置経営主体)

第2条 民間保育所の設置経営主体は、法人格を有し、財務内容が適正であつて、直近の会計期間において、当該経営主体の全体の財務内容について、債務超過（負債が資産を上回っている状況をいう。）となっておらず、3年連続して損失を計上していない者とする。

2 前項に規定する者（社会福祉法人及び学校法人を除く。）が設置経営主体となる場合は、保育所の設置認可等について（平成12年3月付け各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて児発第295号厚生省児童家庭局長通知）第1の3の(3)に定めるところによるものとする。

一部改正〔令和6年要綱152号〕

(定員)

第3条 保育所の定員は、20人以上とする。

2 保育所は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、条例に規定する面積及び職員配置基準を下回らない範囲において、定員を超えて保育を実施することができる。この場合において、連続する過去の5年間に常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上のときは、定員の見直しを行うこととする。

(建物、設備)

第4条 保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、条例その他関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な考慮を払い、次に掲げる要件を満たした設備とし、適切に運営することとする。

（1） 基準設備、面積等は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。

区分	要件
乳児室又はほふく室	条例第4条第1項に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を減じた面積をいう。以下同じ。）として確保するとともに、0歳、1歳及び2歳以上の保育スペースは、明確に区別できるものとする。
保育室又は遊戯室	省令第32条第6号に定める面積を保育に有効な面積として確保すること。
医務室	静養できる機能を有すること。この場合において、事務室等との兼用も可とする。
屋外遊戯場	省令第32条第6号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）として確保すること。この場合において、水飲場及び便所が設置されていなければならない。
調理室及び便所	定員に見合う面積及び設備を有し、便所には、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）用とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、保育室等及び調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。

（2） 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。この場合において、保育室等を1階に設ける場合、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても、2方向の避難経路を確保すること。

（3） 設置者は、別に定める基準に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設すること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告

示第184号) に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I_s 値0.7以上かつ、 q 値1.0以上又は $C_t u S_d$ 値0.3以上、木造の建築物にあつては I_w 値が1.1以上であることが確認された建築物であること。

(5) 省令第32条の2の規定により、満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行う場合は、保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け児発0601第4号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところによること。

(6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日付け雇児発0905第5号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たしていること。

一部改正〔令和6年要綱152号〕

(職員配置基準)

第5条 省令第33条第2項に規定する保育士の数、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、同項に規定する児童の年齢別に、同項に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点第1位（端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てる。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数を比較し、いずれか多い方の員数とする。

2 開所時間中における保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の18第1項の登録を受けた者又は条例付則第3項に定める者に限る。）の配置は、現に登園している児童に対して前項により算定した数以上の数とし、常勤の保育士（次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。以下同じ。）が各組又は各グループに1人以上（乳児を含む組又はグループに係る前項と同様の方法により算定された保育士の数が2人以上の場合にあつては、2人以上）配置されていることとする。

(1) 期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）。

(2) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が、保育士が勤務する保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

(3) 勤務時間が、保育士が勤務する保育所の就業規則等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達している者又は1日6時間以上かつ月20日以上のものであって、常態的に勤務しているもの

- (4) 保育士が勤務する保育所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- 3 保育士は、児童を長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とする。ただし、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間及び入所児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、省令第33条第2項に規定する保育士の数の一部に短時間勤務の保育士（常勤の保育士以外の保育士をいう。以下同じ。）を充てても差し支えない。この場合において、常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間を上回ることをとする。
- 4 前項ただし書の規定の適用については、保育所保育指針（平成29年3月31日付け厚生労働省告示第117号）による児童の発達に応じた組又はグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこととする。
- 5 条例付則第4項及び第6項に定める東京都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次に掲げる者とする。
- (1) 法第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）又は江戸川区（以下「区」という。）が独自に行う保育施設・事業であって江戸川区長（以下「区長」という。）が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。この場合において、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。
- (2) 法第6条の3第9項に定める家庭的保育者
- (3) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修をいう。以下「子育て支援員研修」という。）を修了した者
- 6 条例付則第5項を適用する場合、原則として、小学校教諭が行う保育にあつては5歳以上児、幼稚園教諭が行う保育にあつては3歳以上児を対象とすることとする。
- 7 条例付則第6項の規定は、8時間を超えて開所する日において、第5条第1項において算定した保育士の員数の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えて雇用した職員のうち、第5項各号に掲げる者を、その超える数の範囲において適用することができる。
- 8 条例付則第7項に規定する保育士は、常勤の保育士であることとする。
- 9 条例付則第4項に規定する東京都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並び

に第5項及び第6項により保育士とみなされる者は、保育所の施設長及び設置代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。

10 過去3年以内に、法第46条第3項に基づく改善の勧告又は改善の命令を受けた保育所は、条例付則第4項から第6項までに掲げる特例を適用することができない。

11 条例付則第5項又は第6項の規定による特例を適用する設置者は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努め、第4項若しくは第6項の適用を受ける者又は第5項の適用を受ける者であって保育に従事したことがない者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこととする。

12 保育所の施設長及び設置者は、職員配置について、次に掲げる事項に留意することとする。

(1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。

(2) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。

(3) 保育所は、法第48条の4第1項に基づき、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

13 省令第33条第1項の規定により、調理業務の全部を委託する場合には、保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付け児発第86号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生省児童家庭局長通知)に定めるところによることとする。

一部改正〔令和6年要綱152号〕

(施設長)

第6条 保育所には施設長を置くこととし、次項から第4項までに規定する要件を全て満たす専任又は専任に準じる者(常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ、有給(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第27条第1項に基づき施設型給付費の支給に係る施設として区から確認を受けた民間保育所(以下「給付対象施設」という。)にあっては、委託費から給与支出が行われていることをいう。)である者をいう。)とする。ただし、区長が運営に支障がないと認めた場合は、専任又は専任に準じる者に限らず、保育所に施設長を置くことができる。

2 公立保育所の施設長となる者は、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有するものと認められた者であることとする。

3 民間保育所の施設長となる者は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次の各号のいずれかを満たしている者であることとする。ただし、夜間保育所（夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日付け児発第298号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省児童家庭局長通知）（以下「夜間保育所通知」という。）により設置された保育所をいう。）の施設長は、原則として、保育士の資格を有する者であることとする。

（1） 法第7条第1項に定める児童福祉施設において、次に掲げる職に2年以上従事した者

ア 施設長の職

イ 月120時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に関する業務に直接従事する職員の職

（2） 保育士であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 保育所又は幼保連携型認定こども園において、月120時間以上、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。ただし、幼保連携型認定こども園の場合、支援法第19条第2号又は第3号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。

イ 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること

ウ 支援法第7条第5項に定める地域型保育事業のうち小規模保育事業又は事業所内保育事業の運営責任者（施設長に類する者をいう。）として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。

オ アからエまでに準ずる者であって、区長が適当と認める者

（3） 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者で、国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長等研修を受講し、修了した者

（4） 前3号に掲げる者に準ずる者であって、区長が適当と認めた者（国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長等研修を受講し、修了した者に限る。）

4 施設長と設置経営主体代表者の兼任は、前項に掲げる要件及び次に掲げる要件を全て満たし、当該法人における実施事業が保育所のみの場合又は当該保育所が開設した後である場合に限り、兼任しても差し支えないものとする。

（1） 公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できることとし、社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保については、判断基準は次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。この場合において、社

会福祉法人を除く設置経営主体については、これに準ずるものとする。

ア 理事会構成が適正であること。

(ア) 理事が適格性を備えていること。

(イ) 適正な選任手続きにより選任されていること。

(ウ) 任期が明確であること。

(エ) 欠員がないこと。

イ 理事会が適正に運営されていること。

(ア) 要議決事項の審議議決が適正に行われていること。

(イ) 年間5又は6回開催されていること。

ウ 監事の業務執行状況が適正であること。

(ア) 理事の業務執行状況の監査が適正に行われていること。

(イ) 法人の財産状況の監査が適正に行われていること。

エ 保育所の運営が適正に運営されていること。

(ア) 独善的、非民主的な運営が行われていないこと。

(イ) 施設長としての職責を十分に果たしていること。

(ウ) 意図的な不適正支出等があった場合、その当事者ではないこと。

オ 今後も引き続き上記要件を満たすことが期待できること。

(2) 他に適当な人材を求めることが困難であること。

(3) 施設長と設置経営主体代表者の兼任をする者が常勤又は非常勤を問わず、他に有給の職を有していないこと（他の団体役員等で、その職務上、社会福祉法人の運営に支障がないと認められる場合を除く。）。

(4) 東京都福祉サービス第三者評価を受審すること。

一部改正〔令和5年要綱86号・6年152号〕

(夜間保育所の設置)

第7条 夜間保育所の設置認可については、夜間保育所通知及び夜間保育所の設置認可等の取扱いについて（平成12年3月30日児保第15号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省児童家庭局保育課長通知）によるものとする。

(分園の設置)

第8条 本園及び分園の一体的な運営の確保を前提に、保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省児童家庭局長通

知)に定める要件を具備する場合に、分園を設置することができる。この場合において、分園を設置しようとする場合は、基本計画の段階等で協議し、江戸川区児童福祉施設の認可等に関する規則（令和2年3月江戸川区規則第41号。以下「認可に関する規則」という。）第4条に規定する児童福祉施設内容変更届を提出することとする。

（衛生管理）

第9条 保育所は、児童の使用する設備、遊具等について、安全かつ衛生的に管理するとともに、医薬品を備えることとする。

2 入所している者の食事を調理又は調乳を行う者については、児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について（平成13年8月1日付け雇児発第36号各都道府県民生主管部（局）長・各指定都市民生主管部（局）長・各中核市民生主管部（局）長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底することとする。

（その他）

第10条 給付対象施設として区長から確認を受けた民間保育所にあつては、支援法第68条第2項に基づく国庫負担金の支出において、国が定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足することとする。

一部改正〔令和7年要綱159号〕

（保育所の設置認可の手続）

第11条 民間保育所の認可を受けようとする設置経営主体は、法第35条第4項並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）第37条第2項及び第3項の規定の規定に基づき、保育所の設置に係る計画の承認を受けるため、計画承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

（1）建物その他の設備に関する次に掲げる書類

ア 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場（屋外遊戯場の代替の場所をいう。以下同じ。）までの経路等、周辺環境が分かるものをいう。）

イ 隣地の状況等が分かる施設の配置図

ウ 建物の平面図

エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるものをいう。）

オ 建物建築時の建築確認申請書、建築確認済証及び建築検査済証の写し（既存建築物を改修する場合に限る。ただし、建築検査済証の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）

カ 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書又は建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書（建築検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合に限る。）

キ 第4条第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

(2) 保育所運営規程（省令第13条第2項に定める重要事項に関する規定及び省令第14条の3に基づく苦情対応のための措置の内容が記載されているものをいう。以下同じ。）

(3) 設置者の状況に関する次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書

イ 定款又は寄附行為の写し

ウ 印鑑証明書

エ 児童福祉法第35条第5項の基準に関する誓約書（第2号様式）

オ 資金計画書

カ 保育所を設置した年から起算して5年間の収支予算書

キ 直近の過去3年間の決算報告書

ク 監査証明又は決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類

ケ 保育所を設置した年から起算して5年間の設置者全体の収支（損益）予算書

コ 保育所を設置した年から起算して5年間の設置者全体の借入金等返済（償還）計画書

サ 預貯金の残高証明書

シ 納税証明書（社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社を除く設置者の場合に限る。）

(4) 保育所施設概要書（第3号様式）

(5) その他区長が必要と認めるもの

2 前項に規定する計画の承認を受けた設置経営主体は、認可に関する規則第3条第1項に規定する児童福祉施設設置認可申請書に次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

(1) 職員関係に関する次に掲げる書類

ア 職員関係書（第4号様式）

イ 基準職員（省令第33条及び江戸川区保育所設置認可等事務取扱要綱第5条で規定された職員をいう。以下同じ。）の履歴書の写し（嘱託医及び省令第33条第1項ただし書により調理員を置かない保育所の調理員の場合を除く。）及び保育士証（条例付則第5項を適用する場合

合は小学校教諭、幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）の写し

ウ 基準職員に非常勤の保育士を配置する場合の所定労働時間等の明記された雇用通知書（控）の写し

エ 基準外職員（特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付けこ成保385文科初第483号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知。以下「留意事項通知」という。）別紙2Ⅱ1（2）（ア）ii a及びbの規定に基づき配置された職員をいう。）の履歴書及び保育士証の写し

オ 非常勤保育士（留意事項通知別紙2Ⅱ1（2）（ア）に規定された非常勤の保育士をいう。）の履歴書及び保育士証の写し

カ 嘱託医及び嘱託歯科医の免許証の写し

キ 保健師又は看護師の免許証の写し（保健師又は看護師を配置する場合に限る。）

ク 調理業務委託契約書の写し（調理業務を第三者に委託して給食提供する場合に限る。）又は外部搬入に係る契約書の写し（外部搬入方式により食事の提供をする場合に限る。）

ケ 第6条に定める施設長要件を充足することを証する書面（勤務証明等をいう。）

コ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（第5号様式）（設置経営主体の代表者が施設長を兼任する場合）

サ 第5条第5項に規定するものであることを証する書類（条例付則第6項を適用する場合に限る。）

（2）建物その他の設備に関する次に掲げる書類

ア 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるものをいう。）

イ 隣地の状況等が分かる施設の配置図

ウ 建物の平面図

エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）

オ 建物建築時の建築確認申請書、建築確認済証及び建築検査済証の写し（既存建築物を改修する場合に限る。ただし、建築検査済証の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）

カ 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書又は建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規

定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書（建築検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合に限る。）

キ 一級建築士による省令第32条第8号を満たしていることを証する書類（保育室等を2階以上に設置する場合に限る。）

ク 用途変更に係る建築確認申請書及び建築確認済証の写し

ケ 土地又は建物の登記事項証明書（土地又は建物が自己所有の場合に限る。）

コ 土地若しくは建物の貸与、使用許可又は使用承認を受けていることを証する書面

サ 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知。以下「要件緩和通知」という。）により実施していることを証する書面（国又は地方公共団体を除く者から貸与を受ける場合に限る。）

シ 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し

ス 第4条第3号に規定する別に定める基準に基づき実施した測定結果

セ 第4条第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

（3）保育所の運営方針に関する次に掲げる書類

ア 保育所運営規程

イ 就業規則（給与規程等を含む。）

ウ 重要事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配布するものであって、省令第13条第2項に定める重要事項に関する規定及び省令第14条の3に基づく苦情対応のための措置の内容が記載されているものをいう。）

エ 利用する児童に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し

（4）設置者の状況に関する次に掲げる書類

ア 法人代表者の履歴書

イ 法人の登記事項証明書

ウ 定款又は寄附行為の写し

エ 印鑑証明書

オ 児童福祉法第35条第5項の基準に関する誓約書

カ 資金計画書

キ 保育所を設置した年から起算して5年間の収支予算書

ク 直近の過去3年間の決算報告書

ケ 監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類

コ 保育所を設置した年から起算して5年間の設置者全体の収支（損益）予算書

サ 保育所を設置した年から起算して5年間の設置者全体の借入金等返済（償還）計画書

シ 預貯金の残高証明書

ス 納税証明書（社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社を除く設置者の場合に限る。）

（5） 保育所設置認可申請概要書（第6号様式）

（6） その他区長が必要と認めるもの

一部改正〔令和6年要綱152号〕

（公私連携型保育所の設置の手続）

第12条 法第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人が、同条第3項に基づく公私連携型保育所の設置の届出を行うときは、認可等に関する規則第5条に規定する公私連携型保育所設置届に前条第2項各号に規定する書類を添付して提出することとする。

一部改正〔令和6年要綱152号〕

（内容変更の手続）

第13条 民間保育所（公私連携型保育所を含む。）の設置経営主体は、法施行規則第37条第5項及び第6項の規定により、民間保育所（公私連携型保育所を含む。）の内容変更（保育所の建物その他設備の規模、構造、配置及び定員等の運営方法、代表者、施設長等の変更をいう。）がある場合には、認可に関する規則第4条に規定する児童福祉施設内容変更届に次に掲げる書類を添付して変更しようとする20日前までに提出することとする。この場合において、改築、増築、大規模修繕又は分園設置を行う場合には、基本計画の段階等で、協議することとする。

（1） 名称の変更をする場合 区長が必要と認めるもの

（2） 所在地（住所）表示の変更をする場合 区から発行される住居表示変更の通知

（3） 設置者の名称の変更をする場合 印鑑証明書（変更後に提出すること。）

（4） 設置者の代表者の変更をする場合

ア 印鑑証明書（変更後に提出すること。）

イ 法人代表者の履歴書

ウ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（変更に伴い施設長との兼任になる

場合に限る。)

(5) 設置者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更をする場合 印鑑証明書（変更後に提出すること。)

(6) 土地若しくは建物の規模構造又は使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更をする場合

ア 建物及び土地の状況関係書（第7号様式）

イ 変更前及び変更後の施設の配置図

ウ 変更前及び変更後の施設の建物の平面図

エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）

オ 一級建築士による省令第32条第8号を満たしていることを証する書類（保育室等を2階以上に設置する場合に限る。)

カ 建築確認申請書、建築確認済証及び建築検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。)

キ 土地又は建物の登記事項証明書（土地又は建物が自己所有物件の場合であり、土地又は建物の規模構造に変更がある場合に限る。)

ク 土地若しくは建物の貸与、使用許可又は使用承認を受けていることを証する書面

ケ 要件緩和通知により実施していることを証する書面（国又は地方公共団体を除く者から貸与を受ける場合に限る。)

コ 第4条第3号に規定する別に定める基準に基づき実施した測定結果

サ 第4条第4号イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類

(7) 定員又は年齢区分の変更をする場合

ア 職員関係書

イ 保育所設置認可申請概要書

(8) 施設長の変更をする場合

ア 施設長の履歴書

イ 保育所設置認可申請概要書

ウ 第6条に定める施設長の要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明等をいう。)

エ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（変更に伴い施設長との兼任になる

場合に限る。)

(9) 調理業務に関する変更をする場合

ア 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合に限る。）

イ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び外部搬入先を変更する場合に限る。）

(10) 分園の設置

ア 職員関係書

イ 建物及び土地の状況関係書

ウ 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるものをいう。）

エ 隣地の状況等が分かる施設の配置図

オ 建物の平面図

カ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）

キ 建物建築時の建築確認申請書、建築確認済証及び建築検査済証の写し（既存建築物を改修する場合に限る。ただし、建築検査済証の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）

ク 用途変更に係る建築確認申請書及び建築確認済証の写し

ケ 一級建築士による省令第32条第8号を満たしていることを証する書類（保育室等を2階以上に設置する場合に限る。）

コ 土地又は建物の登記事項証明書（土地又は建物が自己所有の場合に限る。）

サ 土地若しくは建物の貸与、使用許可又は使用承認を受けていることを証する書面

シ 要件緩和通知により実施していることを証する書面（国又は地方公共団体を除く者から貸与を受ける場合に限る。）

ス 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し

セ 第4条第3号に規定する別に定める基準に基づき実施した測定結果

ソ 第4条第4号イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類
一部改正〔令和6年要綱152号〕

（廃止及び休止の手続き）

第14条 民間保育所（公私連携型保育所を含む。）を廃止又は休止（原則として1年を超えない期

間の停止をいう。) しようとする設置経営主体は、法第35条第12項及び法施行規則第38条第2項の規定により、認可に関する規則第6条第1項に規定する児童福祉施設廃止(休止)承認申請書に次に掲げる書類を添付して提出することとする。

(1) 財産処分の具体的方法を記載した書類

(2) 職員の退職後の状況を記載した書類

2 建物設備について、区の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって区長と協議しなければならない。

一部改正〔令和6年要綱152号〕

(再開の手続き)

第15条 前条第1項の規定により休止を承認された民間保育所(公私連携型保育所を含む。)を再開しようとする設置経営主体は、児童福祉施設(保育所)再開承認申請書(第8号様式)に職員関係書及び別に区長が定める書類を添付し、再開の承認を得ようとする日の2か月前までに提出することとする。

2 前項により保育所を再開しようとするときは、相当の期間の余裕をもって、区長と協議しなければならない。

3 区長は、第1項の申請により保育所の再開を承認するときは、児童福祉施設(保育所)再開承認書(第9号様式)を交付する。

追加〔令和6年要綱152号〕

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が別に定める。

一部改正〔令和6年要綱152号〕

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)に施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定については、この要綱の施行の際、既に認可を受けている施設においては、この規定を適用しない。

3 この要綱の施行の際、既に認可を受けている施設であって、第4条第2号に規定する基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該基準は適用しない。この場合において、増築又は大規模改修を行う場合にあっては充足するよう努め、改築を行う場合にあっては充

足させることとする。

- 4 この要綱の施行の際、既に認可を受けている施設であつて、第4条第4号に規定する基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該基準は適用しない。この場合において、速やかに耐震診断及び必要に応じた耐震改修の実施に努めるとともに、増改築又は大規模改修を行う場合は、耐震診断及び必要に応じた耐震改修を併せて行うこととする。
- 5 この要綱の施行日前において現に施設長である者を施行日後に引き続き当該保育所の施設長におく場合、第6条第1項、第3項及び第4項の規定については、適用しない。
- 6 付則第2項の施設のうち、個人が設置経営主体である施設については、当該個人の死亡等により親族が当該施設を継承する場合に限り、当該親族による設置認可の申請において、第11条第2項の必要書類のうち、同項第4号ア、エ、オ及びコ以外の書類を省略することができる。

追加〔令和5年要綱86号〕

付 則（令和5年4月1日要綱第86号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年4月1日要綱第152号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年4月1日要綱第159号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式（省略）